

# 協議会の運営について 【確認事項】

令和3年7月9日（金）  
行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会

# 一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意書

行田市 羽生市

## 一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意書

この基本合意の証として、本書2通を作成し、行田市、羽生市において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

行田市、羽生市は、一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

令和3年3月16日

記

### 1 一般廃棄物処理施設の共同整備の枠組み

行田市本丸2番5号

行田市、羽生市は、一般廃棄物処理施設を共同で建設し、ごみ処理を行う。

行田市

行田市長

石井直彦



### 2 一般廃棄物処理施設の建設地

羽生市東6丁目15番地

一般廃棄物処理施設の建設地は、行田市大字小針地内とする。

羽生市

羽生市長

河田晃明



### 3 一般廃棄物処理施設の共同整備に向けた協議会の設置

行田市、羽生市による協議会を設置する。

協議会の事務局は、行田市環境経済部環境課内に設置する。

### 4 補 則

本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、羽生市で協議のうえ、決定するものとする。

# 基本合意に基づく建設地



## 都市計画決定区域

H15. 10. 17告示

種類 行田都市計画ごみ焼却ごみ処理場  
名称 彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設  
位置 行田市大字小針字埜通  
面積 約81,900m<sup>2</sup>

施設計画区域：約3.4ha

土地所在 行田市大字小針字埜通775番1 外  
土地所有 行田市

都市計画決定区域外：約1.0ha



# 協議会規約の主な規定事項

►令和3年6月10日から施行

## ①名称（第2条）

►行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会

## ②所掌事務（第3条）

►一般廃棄物処理施設の共同整備に関すること

►一般廃棄物の共同処理に関すること

►共同整備事業の実施主体に関すること

►共同整備事業の経費の負担割合に関すること

►事業に必要な事項全般

## ③組織（第4条）

►両市の市長、副市長及び担当部長を委員として組織

## ④事務局（第7条）

►行田市環境課  
新ごみ処理施設建設準備グループ

## ⑤経費の負担（第8条）

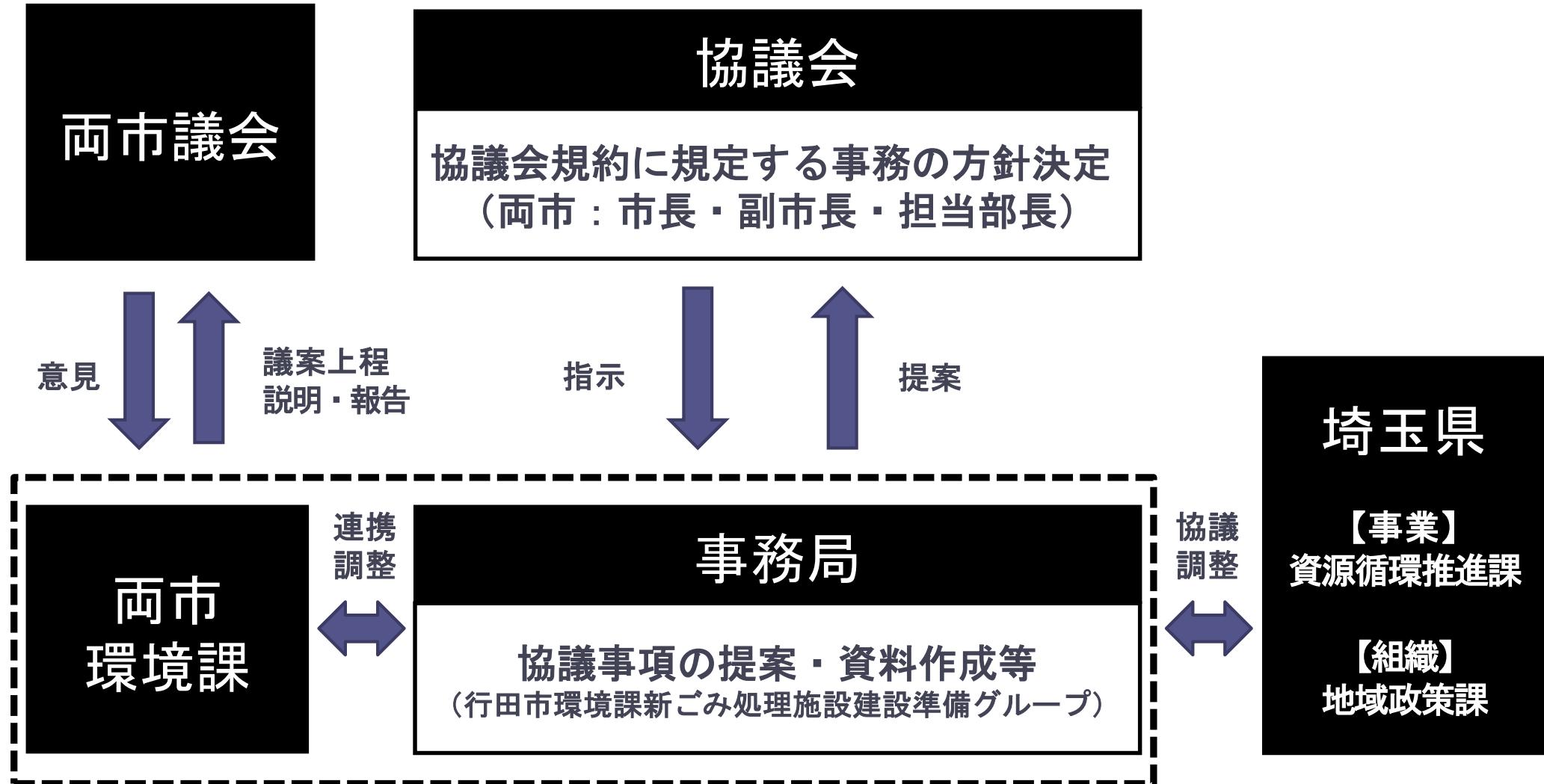
►協議会の事務費用は行田市が負担

►上記以外の費用は両市が均等に負担

## ⑥協議会の解散（第9条）

►共同整備事業の実施主体の確定をもって解散

# 協議会の組織体制



# 一部事務組合設立を想定した最短スケジュール（案）

	令和3年度										4年度
	令和3年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	4月
協議会	● 設置 6/10	● 第1回 7/9	● 第2回								
議会	● 定例会			● 定例会				● 定例会 →設立 議案		● 定例会 →予算	● 組合議会
組合設立					規約案 合意				設立協 議締結	設立 申請	設立 許可
準備事項						法定上の協議			例規整備		システム 整備等
									事務所整備等		

■ 適宜、説明会実施

■ 事実上の協議

■ 法定上の協議

■ 例規整備

■ 事務所整備等